

2019年4月施行 中小企業のための！ 働き方改革関連法セミナー

2019年4月より施行される『働き方改革関連法』の対策は万全ですか？
中小企業においても「有給休暇取得の義務化」や「労働時間の客観的把握の義務」など、適正な労務管理が求められます。本セミナーでは、中小企業が行うべき対応策について説明します。経営者・人事・労務ご担当者様はぜひご参加ください。

日時

2019年 3月 20日(水)
午後2時～午後4時

定員20名
参加無料

会場

むさし府中商工会議所 集会室
(府中市緑町3-5-2 京王線 東府中駅下車 徒歩2分)

◆セミナー内容

- ・働き方改革法とはどのようなものか、何が変わるのか
- ・中小企業が行うべき対応策のポイントはなにか

2019年4月から施行される『働き方改革関連法』では、中小企業であっても「5日間の有給休暇取得」「労働時間の客観的把握」等が義務化されます。「働き方改革関連法」で何が変わるのか？中小企業が対応するためのポイントとは何か？分かりやすく説明いたします。



講師

武蔵野社労士フォーラム 代表 藤見 義彦 氏

東京都府中市出身。大学卒業後10年間勤めた企業では、総務グループの責任者として採用・教育・研修等を手掛けた他、経営企画にも参画。1998年府中市で社労士事務所を開業し現在は中小企業の人事・労務コンサルティングを中心に業務を展開している。

お問合せ
お申込先

むさし府中商工会議所 中小企業相談所
TEL 042-362-6421 FAX 042-369-9889
Email info@tama5cci.or.jp

(FAX 042-369-9889)

むさし府中商工会議所 霜山行

2019年3月20日(水)開催

働き方改革関連法セミナー申込書

貴社名	
ご住所	
参加者名	
業種	
従業員数	
TEL	
FAX	
E-MAIL	